提出書類等の写しの交付等に係る手数料減免申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日

　　（あて先）審理員

審査請求人

　提出書類等の写しの交付等に係る手数料を納付する資力がないため、秋田県行政不服審査法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項の規定により納付すべき手数料等に関する条例（第2条第2項／第3条第1項において準用する第2条第2項）※の規定により当該手数料の減免を申請します。

※審査請求の場合は「第2条第2項」を、再審査請求の場合は「第3条第1項において準用する第2条第2項」を選択してください。

（１）理由

　　　生活保護法に基づく扶助を受ける必要がある程度に経済的に困難な状態にあるため

（２）添付書類（手数料を納める資力がない事実を証明する書面）

　　　生活保護法に基づく保護決定通知書の写し　１通

　　　上記の状態を証明する書類の写し　１通